

公表用

新居浜市公共建築工事共通費積算基準

令和8年4月

新居浜市建設部建築住宅課

新居浜市公共建築工事共通費積算基準

この基準は、新居浜市建設部建築住宅課が設計する公共建築工事を対象とし、令和8年4月1日以降に積算する工事について適用する。

この基準に記載のない内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事共通費積算基準（最新版）（※1）」に準ずる。

1. 共通費率の算定に用いるT（工期）

共通費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までの7日及び現場施工完了から完成検査・引渡しまでの30日を減じた日数を30日／月にて除し、この値をTとして共通費率を算出する。

なお、議会の議決に付すべき契約の場合、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等には、実情に応じて契約予定日又は工期の始期から工期末までの日数を元に、30日を減じた日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通費率を算出する。

その他、特別な条件により、共通費算定に用いるT（工期）に含まない期間がある場合は、含まない期間及びその理由を設計図書に明示する。

2. 共通仮設費率及び現場管理費率の算定

公共建築工事積算基準 別表-1～14の直接工事費P及び純工事費Npが、各表で規定する範囲を外れる場合における共通仮設費及び現場管理費は、次により、それぞれの該当する工事の算定式により求めた共通仮設費率及び現場仮設費率により算定する。

(1) 直接工事費P（別表-1～7）

新営	建築工事、電気設備工事、 機械設備工事	Pが10,000（千円）未満の場合は10,000（千円）として扱う
改修	建築工事、電気設備工事、 機械設備工事	Pが3,000（千円）未満の場合は3,000（千円）として扱う
昇降設備工事		Pが5,000（千円）未満の場合、5,000（千円）として扱う

(2) 純工事費Np（別表-8～14）

新営	建築工事、電気設備工事、 機械設備工事	Npが10,000（千円）未満の場合、10,000（千円）として扱う
改修	建築工事、電気設備工事、 機械設備工事	Npが3,000（千円）未満の場合、3,000（千円）として扱う
昇降設備工事		Npが5,000（千円）未満の場合、5,000（千円）として扱う

※1…公共建築工事共通費積算基準（最新版）とは、当該年度の4月1日時点における最新版とする。

ただし、令和8年度については、令和7年4月1日時点を最新版とする。